



フクナが使い

青色申告で特別控除10万を獲得!!!
～家計簿を書く!!～

こんにちは。福永会計事務所の柳生です。

この5月号から11月号までの4回で、
青色申告で特別控除10万円を獲得するには
どういったことに注意すればいいのか??
についてお話をしていきたいと思います。



さて早速、中身に入っていきたいわけですが、
その前に・・・「青色申告の特別控除10万円」って何?からお話します。

青色申告の特別控除10万円とは、介護タクシー業を営んでいる**青色申告者**で、その
営業活動を一定の方法により記帳し、その記帳に基づいて作成した**損益計算書**を
確定申告書に添付して確定申告期限内に提出している場合には、**最高10万円を費用**
として認めるというものです。ぜひ、**ご自身でチャレンジしてみてください!!**

申告書が完成するための大きな流れは下記の様になります。

領収書等の整理

- ・ 事業に関係するものをすべて保存
- ・ 月ごとに整理

家計簿を書く!

- ・ 領収書等を参考
- ・ 月に月ごとに記載(専用の物を購入)

決算書の作成

- ・ 作成した家計簿を「勘定科目」ごとに集計

申告書提出

- ・ 期限内に提出
- ・ 添付書類を忘れずに!!

【領収書等の整理の注意点】

①**事業に関係のあるすべての領収書を保存する!!**

例えば、

- ・ 運輸局での印紙等の領収書
 - ・ 駐車場を改修した際の領収書
 - ・ 協会さまへの委託料の領収書
 - ・ 2種免許の教習所費の領収書
- など、**事業開始前に支払したものを捨てられて**いる方がいらっしゃいます!
大切に保管して下さい!!

②**月々で整理することを忘れずに!!**
家計簿を書くのが楽になります!!

【家計簿(事業用)を書く注意点】

①**時系列で書く!!**

- 1/1 事務用品 840円
- 1/2 駐車場代 100円
- 1/3 円

※開業前の支払は、開業日の日付で同じ様に記載して下さい。

②**何を買ったか?を書く!!**

金額を書くのはもちろんですが、上の青字のように、**何を買ったか?**を振り返れるように記載して下さい。数カ月後のご自身が読んで分かれば何でも構いません。

介護タクシー通信 年間予定

5月号 家計簿を書く!! 9月号 売上の計上方法

7月号 勘定科目って何? 11月号 経費(償却費)

1月号 確定申告の必要書類一覧

福永会計事務所では、無料相談会を行っております。

お気軽にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先: 柳生(やぎゅう)

0120-135-459



発行元: 福永会計事務所